



平成22年2月16日

**「ヒトES細胞の使用に関する指針」及び「ヒトES細胞の樹立及び分配に関する指針」の改正に係る総合科学技術会議への諮問について**

文部科学省は、ヒトES細胞からの生殖細胞の作成に関し、本日、総合科学技術会議に対しES指針（「ヒトES細胞の使用に関する指針」及び「ヒトES細胞の樹立及び分配に関する指針」）の改正について諮問いたしましたので、お知らせいたします。

**1. 諮問の趣旨**

平成21年2月、科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会は、「ヒトES細胞の使用に関する指針」により禁止されているヒトES細胞からの生殖細胞の作成について、研究上の有用性等にかんがみ、その作成を容認すべき旨の決定を行った。

この決定に基づき、同部会において、生殖細胞を作成する際の要件や手続等に関する具体的検討を行い、平成22年2月10日、関係指針の改正案を決定したことから、これらの改正案について、「ヒトES細胞の使用に関する指針」附則第3条第2項及び「ヒトES細胞の樹立及び分配に関する指針」附則第4条第2項に基づき総合科学技術会議に諮問するもの。

これらの規定において、ES指針の見直しは総合科学技術会議の意見に基づき行うものと定められています。

**2. 添付資料**

- ・ [諮問第11号「ヒトES細胞の使用に関する指針の改正について」](#)
- ・ [諮問第12号「ヒトES細胞の樹立及び分配に関する指針の改正について」](#)
- ・ [\(参考\)ヒトES細胞等からの生殖細胞の作成に関する指針案の概要](#)

<担当> 研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室  
安全対策官 永井 雅規  
専門官 びるま 美留町 潤一  
係長 近藤 直子  
電話：03 - 5253 - 4111（内線4378）  
FAX：03 - 6734 - 4114